

愛知学院大学学位記授与に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、愛知学院大学(以下「本学」という。)が本学に在籍する学生に対して、愛知学院大学学則(以下「学則」という。)第37条に基づいて学位記を授与するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(学位記授与の時期等)

第2条

本学は、学生が、文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・心身科学部においては4年以上、薬学部・歯学部においては6年以上在学し、学則第8条に定める単位を修得したときに(以下「卒業要件」という。)当該学生に対して学位記を授与する。

2 学位記は、学生が卒業要件を充たした年度の3月または9月に授与されるものとする(以下、学生が卒業要件を充たした年度の3月に学位記の授与を受けることを「春季卒業」といい、学生が卒業要件を充たした年度の9月に学位記の授与を受けることを「秋季卒業」という。)。ただし、秋季卒業は、本学のうち歯学部を除く学部において認められるものとする。

(春季卒業又は秋季卒業の認定)

第3条

春季卒業の認定は春季卒業すべき年度の3月において、秋季卒業の認定は秋季卒業すべき年度の9月において、それぞれ各学部の議を経たうえ、代表教授会で行う。

2 前項による認定日は、春季卒業については3月末日、秋季卒業については9月末日とする。

(卒業延期)

第4条

卒業要件を充たしてなお特別な事由のある者が、引き続き在学を希望する場合、所定の手続きを経て、卒業を延期し引き続き在学することができる。

(改正)

第5条

この規程は、代表教授会の議を経て、教務部教務課が改正することができる。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。